

理事の利益相反の防止に関する方針

当法人は、当法人の理事と参加投資家との間の利益相反を防止する観点から、以下のような方針を策定しています。

1. 当法人の理事（理事が所属する法人又は団体を含む。）が協働対話先の企業（以下「協働対話先企業」という。）との間で取引を行っている場合、その他の特別な利害関係を有する場合、当該理事は、当該協働対話先企業との協働対話に参加しない。
2. 当法人の理事は、協働対話先企業との協働対話が継続している期間、当該協働対話先企業との取引を開始したり、その他の特別な利害関係を生じさせてはならない。
3. 前2項は、他の理事および参加投資家が同意した場合はこの限りでない。

以上